

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

—平成 27 年度税制改正—

【1. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 / 2. 出国税の創設】

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援することを目的として平成 27 年度税制改正で「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」が創設されました。

そこで今回のタックスレビューでは、国税庁から公表された「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する Q&A」の一部を制度の概要と併せてご紹介したいと思います。

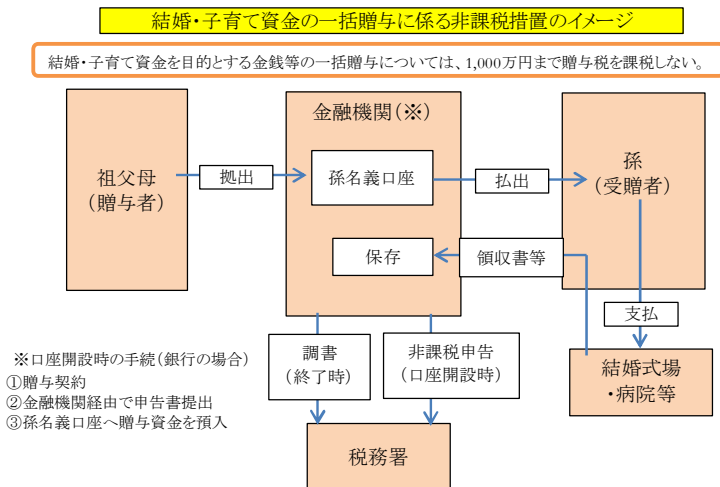
また、平成 27 年 7 月 1 日より適用開始となっている出国税(国外転出時課税制度)についても、制度の概要等をご紹介します。

1. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置

(1) 制度の概要

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置とは、平成 27 年 4 月から平成 31 年 3 月 31 日までの間に両親や祖父母等の直系尊属が、子・孫等(20 歳以上 50 歳未満)に結婚・子育て資金を一括して贈与する場合に、子・孫等毎に 1,000 万円までを非課税とする措置です。

非課税となるためには、贈与者から結婚・子育て資金の贈与を受けた受贈者は、金融機関と「結婚・子育て資金管理契約」の締結及び金銭の預入等をし、「結婚・子育て資金非課税申告書」を金融機関に提出する必要があります(金融機関経由で税務署に提出されたものとみなされます)。



【出所】国税庁「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する Q&A」

(2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する Q&A

【Q-1】結婚・子育て資金とは、具体的にはどのようなものですか。

【A-1】結婚・子育て資金とは、次に掲げる金銭をいうこととされています。

- ① 結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む)に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用等のうち一定のもの
- ② 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び保育料等のうち一定のもの

【Q-2】「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためにはどのような手続を行えばよいのですか。

【A-2】結婚・子育て資金非課税申告書とその結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由して、資金受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(注)結婚・子育て資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければならず、税務署で行う手続ではありません。

【Q-3】「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、誰から贈与を受ける必要がありますか。

【A-3】特例の適用を受けるためには、直系尊属から贈与を受ける必要があります。直系尊属とは、例えば、受贈者の父母、祖父母及び曾祖父母をいいます。

したがって、養子縁組による親族関係がある場合を除き、受贈者の配偶者の直系尊属は含まれません。

【Q-4】結婚・子育て資金を実際に支払った時には、どのような手続を行えばよいのですか。

【A-4】特例の適用を受ける受贈者は、結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る領収書等を、受贈者が選択した方法ごとに定められた次のイ又はロの提出期限までに、取扱金融機関の営業所等に提出しなければなりません。

イ 結婚・子育て資金を支払った後にその実際に支払った金額を結婚・子育て資金管理契約に係る口座から払い出す方法(のみ)をその口座からの払出方法として選択した場合

⇒提出期限:領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日

ロ イ以外の方法を結婚・子育て資金管理契約に係る口座の払出方法として選択した場合

⇒提出期限:領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年 3 月 15 日

2. 出国税(国外転出時課税制度)の創設

(1) 制度の概要

平成 27 年度税制改正により、いわゆる出国税が創設され平成 27 年 7 月 1 日から施行されました。出国税とは、日本を出国して海外の居住者になる者のうち、出国時に時価 1 億円以上の有価証券等を保有している者を対象に、出国時に当該有価証券等の含み益に所得税が課税される制度です。ただし、出国日前 10 年以内において 5 年を超えて日本居住者であった者以外は対象となりません。

出国税の創設目的は、含み益を有する有価証券等を保有したまま国外へ出国し、キャピタルゲイン課税が存在しない国に移住をして、有価証券等を売却することによる課税逃れを防止するために創設されました。

しかし、出国税は出国目的により課税対象者を決めるという方式を採用していないため、例えば会社都合による海外赴任のような場合でも出国税の課税対象となる可能性があります。また、出国税は、有価証券等の未実現の含み益に課税されることから、納税者の手許に納税資金が十分でないことも想定されます。

そのため、納税猶予の制度や課税取り消しの制度が設けられています。

(2) 納税猶予の制度

出国税の申告をする必要がある者が、国外転出の時までに一定の手続(納税管理人の届出等)を行った場合、出国税の適用により納付することとなった所得税について、国外転出の日から 5 年を経過する日まで納税を猶予することが可能となります。

長期海外滞在が必要な場合は、国外転出の日から 5 年を経過する日までに 納税猶予の期限を延長する旨の届出書を所轄税務署へ提出することにより、納税猶予期限をさらに 5 年延長(合計 10 年)することができます。

(3) 課税取り消しの制度

一定の要件を満たした場合、出国時に一度納税した出国税について帰国後に還付を受けることが可能となります。

国外転出時に出国税の申告をした方が、国外転出の日から 5 年以内に帰国をし、出国税の課税対象となる有価証券等を出国時から帰国の時まで引き続き保有等している場合は、出国税の適用がなかったものとして、課税の取消しをすることができます。また、納税猶予の特例の適用を受けた場合でも、出国税の課税対象となる有価証券等を出国時から帰国の時まで引き続き保有等している場合は、出国税の適用がなかったものとして、課税の取消しをすることができます。

課税の取消しをするためには、帰国をした日から 4 か月以内に更正の請求をする必要があります。

疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

ネクストウィル・タックスレビュー Vol.53

発行日:平成 27 年 8 月 10 日(毎月 10 日発行)

発行者:ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

住所:107-0052 東京都港区赤坂 7 丁目 9 番 4 号赤坂 Vetro 3 階 電話:03-3568-1977 / FAX:03-3568-1979



【参考文献】

- 国税庁「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ&A」平成 27 年 4 月公表
- 国税庁「国外転出時課税制度(FAQ)」平成 27 年 4 月公表
- 税務通信 3353 号

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニアコンサルタント 清水 一宏

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザリー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務